

自動車検査用機械器具の保守管理業務（関東検査部管内）の評価（案）の概要

1. 事業概要

事業内容：自動車検査独立法人法第14条の規定に基づき関東検査部管内23事務所に設置される自動車検査用機械器具の維持及び管理

実施期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

応札者数：2者

2. 事業実施に関する評価

- 確保されるべき質として設定された以下の項目を全て達成している。
 - ・検査機器定期点検（定期点検実施に伴う閉鎖時間が半期で354時間50分を上回らないこと。）
 - ・検査機器校正（校正実施に伴う閉鎖時間が年間358時間26分を上回らないこと。）
 - ・重量計定期検査（定期検査に伴う閉鎖時間が23、25、27年度にあっては年間42時間30分、24、26年度にあっては年間20時間00分を上回らないこと。）
 - ・業務内容の達成状況（検査機器定期点検、検査機器校正及び重量計定期検査の適切な実施）

- 民間事業者からの改善提案により、重量計定期検査の実施を検査時間外（昼休み等）に実施することにより可能な限り検査コースの閉鎖時間を少なくするなど良好な業務が実施された。

3. 実施経費に関する評価

本事業の実施経費については、従来の実施経費（平成17年度及び平成18年度の平均53,065千円）と比べて、2か年平均で46,700千円であり、6,365千円（12.0%）の経費が削減されている（重量計の定期検査が2年に1度であり、2か年平均で比較）。

4. 今後の事業

本事業は、実施状況は良好であるが、外部有識者等によるチェックを受ける仕組みの整備が未定であることから、引き続き次期事業においても、民間競争入札を実施することが適当であると考えられる。なお、次期事業の実施にあたっては、早期に外部有識者等によるチェック体制の整備を行うことが望まれる。

以上